新潟県立高田南城高等学校いじめ防止基本方針

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法）」とされています。また、いじめには、いじめ類似行為も含むことが規定されています。いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。）（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第２条の２）

本校では、すべての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動をとおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には、「高田南城高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

１　組織的な対応に向けて

○　「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ未然防止・早期発見・いじめ認知・いじめへの対処等に係る様々な活動を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、速やかに情報共有をし、早期の解決に向け組織的に対応します。

○　いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

○　本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定するとともに、達成状況を評価し、不断の改善を図っていきます。

２　いじめの未然防止に向けて

○　生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」の育成を図り、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルを未然に防げるよう、計画的な指導を実践します。

○　生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるように「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

○　教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

○　本基本方針の生徒や保護者への説明や学校ＨＰへの掲載を行い、いじめに対する学校の方針や姿勢の周知を図るとともに、常に方針内容の改善を図ります。

○　本校の人権教育の中にいじめ問題を位置づけ、生徒が主体的にいじめについて考え、議論する活動等を通じて、「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成を図ります。

○　「携帯電話・ＳＮＳ利用安全教室」（保護者向け、生徒向け）や授業、LHR、全校集会等を通じてインターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

３　いじめの早期発見に向けて

○　いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
○　いじめアンケートや定期的な教育相談等をとおして生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
○　いじめの認知等,いじめへの対処に関する判断は「いじめ防止対策委員会」で行い,委員会を中心に組織的に対応します。
○　日頃から生徒との信頼関係を大切にし、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
○　日頃から保護者との信頼関係を構築し、保護者との情報共有に努めます。
○　生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、対応します。

４　いじめへの対処について

○　いじめを受けた生徒の身の安全を第一に考え、徹底的に守ります。
○　いじめを受けた生徒や保護者の立場に寄り添いながら、必要に応じて、スクールカウンセラー及び外部機関等と連携した対応や支援を行います。
○　生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ問題は、直ちに警察に相談・通報を行うことで、警察より適切な援助を求め、被害加害双方の保護者に情報を共有し、生徒の支援を行います。
○　いじめを行った生徒については、二度といじめを行うことのないよう、生徒の内面や背景も考慮した指導を行います。
○　単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断することなく、少なくとも３ヶ月は継続的な見守りを行います。
○　加害者・被害者双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめの解消に向け取り組みます。

平成 31 年４月１日　一部改正
令和３年７月 30 日　一部改正
令和５年６月 30 日　一部改正